

広島県食品安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食品の安全確保に関する意見交換を行い、その意見を行政施策及び関係者の取組に反映するとともに、関係者が連携して「食品の安全に関する推進プラン」の着実な実行を図るため、「広島県食品安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 食品等の安全確保に係る関係者の意見交換に関すること。
- (2) 食品の安全に関する推進プランの取組に関すること。
- (3) その他、食品等の安全確保に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

なお、構成員（学識経験者を除く）が出席できない場合、代理の者の出席を認めるものとする。

- 2 別表2に掲げる関係行政機関は、会議に出席して意見を述べることができる。

(座長等)

第4条 推進協議会に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は、学識経験者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進協議会は、座長が招集し、会議を主宰する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 推進協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 座長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進協議会に、推進協議会の運営について補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1に掲げる者及び別表2に掲げる機関の職員等をもって構成する。
- 3 幹事会は、広島県健康福祉局食品生活衛生課（以下「食品生活衛生課」という。）が招集する。

(庶務)

第7条 推進協議会及び幹事会（以下「推進協議会等」という。）の庶務は、関係行政部局の協力を得て食品生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進協議会等の運営その他必要な事項は、推進協議会において定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月9日から施行する。
- 2 食品の安全に関する基本方針等検討協議会設置要綱（平成14年7月10日制定）は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年5月16日から施行する。
- この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月25日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

消費者代表（3名）

広島県地域女性団体連絡協議会 会長
広島県生活協同組合連合会 代表理事会長
公益社団法人広島消費者協会 会長

生産者代表（3名）

広島県農業協同組合中央会 会長
全国農業協同組合連合会広島県本部 県副本部長
広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長

事業者代表（3名）

（1）食品製造・加工業者

一般社団法人広島県食品衛生協会 会長

（2）流通・販売業者

日本チェーンストア協会中国支部 会員
広島県スーパーマーケット協会 会長

学識経験者（4名）

氏名	役職名
谷本 昌太	県立広島大学人間文化学部長 教授
山内 雅弥	国立大学法人広島大学 広報担当主幹
細野 賢治	国立大学法人広島大学大学院統合生命科学研究科 教授
溝口 嘉範	広島女学院大学人間生活学部 准教授

市町代表（2名）

広島県市長会 会長
広島県町村会 会長

別表 2

関係行政機関

広島県総務局
広島県環境県民局
広島県健康福祉局
広島県農林水産局
広島県教育委員会事務局学びの変革推進部
広島市健康福祉局保健部
呉市福祉保健部
福山市保健福祉局保健部